七　次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ～ホ　（略）

ヘ　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器（記号　ＣＨＧＲＷ）

ト　（略）

チ　圧縮ガスを充塡する容器（イからトまでを除く。）（記号　ＰＧ）

リ　液化ガスを充塡する容器（ヌからヲまでを除く。）（記号　ＬＧ）

ヌ　液化石油ガスを充塡する容器（ルを除く。）（記号　ＬＰＧ）

ル・ヲ　（略）

八　液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号ルに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ　（略）

２　（略）

（再充塡禁止容器以外の容器に係る附属品）

第十九条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同項第三号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一～五　（略）

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器　逆止弁

（容器の加工の基準）

第二十一条　法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　複数の容器が連結されている国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、それぞれの容器の接続は、互いに分離しないようにして接続されたものであること。

２　（略）

（容器再検査の期間）

第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～六　（略）

七　次に掲げる附属品が装置されるべき容器の種類

イ～ホ　（略）

（新設）

ヘ　（略）

ト　圧縮ガスを充塡する容器（イからへまでを除く。）（記号　ＰＧ）

チ　液化ガスを充塡する容器（リからルまでを除く。）（記号　ＬＧ）

リ　液化石油ガスを充塡する容器（ヌを除く。）（記号　ＬＰＧ）

ヌ・ル　（略）

八　液化水素運送自動車用容器に装置する安全弁にあつては、前号ヌに掲げる事項に続けて、次に掲げる安全弁の種類

イ・ロ　（略）

２　（略）

（再充塡禁止容器以外の容器に係る附属品）

第十九条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、次の各号に掲げる容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、それぞれ当該各号に掲げる附属品とする。

一～五　（略）

六　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器　逆止弁

（容器の加工の基準）

第二十一条　法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　複数の容器が連結されている国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、それぞれの容器の接続は、互いに分離しないようにしてされたものであること。

２　（略）

（容器再検査の期間）

第二十四条　法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月（以下「容器検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月（以下「容器再検査合格月」という。）の前月の末日（内容積が四千リットル以上の容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては刻印等において示された月日の前日）から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～六　（略）